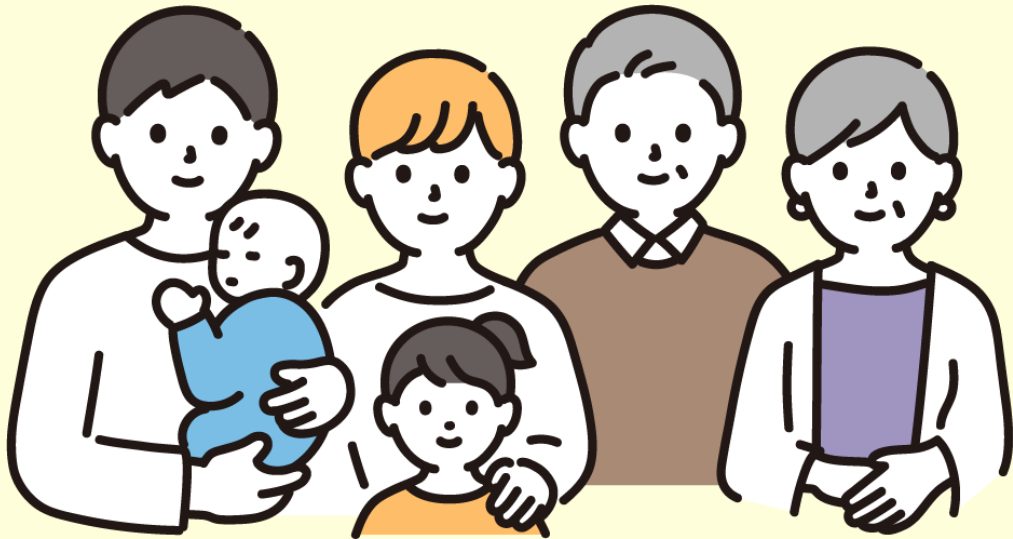


しょう

ふくし

あんない

障がい福祉のご案内



れいわ ねん
令和7年

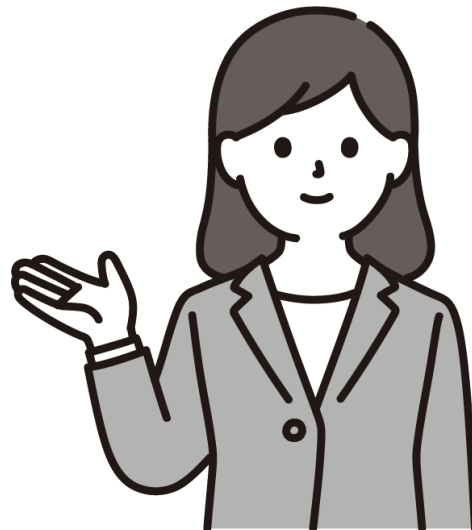
さどし
佐渡市

しょう しょうがいのある方やそのご家族からのご相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用支援などを行う相談窓口を設けています。

しょうがいのある方やそのご家族からのご相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用支援などを行う相談窓口を設けています。

じぎょうしょ 事業所	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号
そうごうふくしそудんしえん 総合福祉相談支援センター (しょうがいの者基幹相談支援センター)	63-3127	63-5121
そудんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所こもれび	67-7660	67-7784
そудんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所さど	22-3977	22-3843
そудんしえんじぎょうしょ いえ 相談支援事業所はまなすの家	51-1200	51-1201
そудんしえんじぎょうしょあい 相談支援事業所愛らんど	070-4453-4026	67-7476
そудんしえん 相談支援センターそらうみ	58-9150	58-9151
そудんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所すたーと	090-5542-9879	

そудん むりょう
相談は無料です。お気軽にご相談ください。



ほんさつし さくせい
本冊子の作成にあたっては、ほうれいめいしょう
固有名詞等を除いて、「障害」を「しょうが
い」と表記し使用しています。

もくじ

かくしゅてちよう こうふ 各種手帳の交付 (★)	1
かくしゅせいど 各種制度	
1 いりようひじよせい 医療費助成 (★)	3
2 かくしゅてあて ふようきようざい 各種手当・扶養共済など (★)	5
3 じゅうたくかいしゅう 住宅改修	9
4 ほ そうぐ にちじようせいかつようぐ 補装具・日常生活用具など (★)	12
5 ぜいきん 税金	15
6 こうつうひじよせい じどうしゃかんけい ちゅうしゃじよう かいぞう めんきよしゅとく 交通費助成・自動車関係 (駐車場・改造・免許取得など)	19
7 こうきようこうつううんちん こうそくどうろ かくしゅりようきん わりびき 公共交通運賃・高速道路・各種料金の割引	23
8 た その他	25
しょうがいふくし 障害福祉サービス (★)	26
せいねんこうけんせいど 成年後見制度	32
にちじようせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業	32
しょう じ しえん 障がい児にかかる支援	33
そうごうふくしそうだんしえん 総合福祉相談支援センター	35
しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん 障がい者就業・生活支援センターあてび	36
しょう しゃだんたい た だんたい かつどう 障がい者団体およびその他の団体の活動	37
しないしょう ふくしかんけいきかんれんらくさき 市内障がい福祉関係機関連絡先	38



※「★」印しるしがついている手続きてつづに関しては、マイナンバーかんが必要ひつようとなるので、マイナンバーのわかるものをご用意ください。なお、本人ほんにんまたは同居どうきよのご家族かぞくの方以外かたいがいが窓口まどぐちに来られる場合は、委任状いにんじようと顔写真かおじゃしんづ付きの身分証明書みぶんしょうめいしょをご用意ください。

かくしゅてちよう こうふ 各種手帳の交付

しょうがいしゃてちよう しんたいしょうがいしゃてちよう りょういくてちよう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちよう しゅるい
障害者手帳には、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。

しょうがいしゃてちよう しゅとく しょう も しょうめい ぜいこうじょ かくしゅわりびきせいで
障害者手帳を取得することで、障がいをお持ちであることの証明になるほか、税控除や各種割引制度、
しょうがいふくし りょう
障害福祉サービスを利用することができます。

てちようこうふ かが しんせいしよ まどぐち ようい
手帳交付に係る申請書は窓口にてご用意します。

しんたいしょうがいしゃてちよう 身体障害者手帳

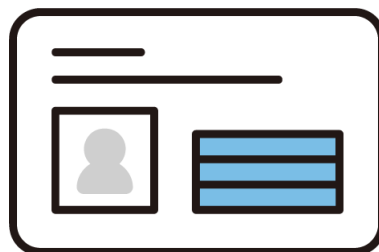
たいしょうしゃ 対象者	しんたい えいぞく しょう かた 身体に永続する障がいがある方
くぶん 区分	きゅう きゅう きゅう さいじゅうど 1級～6級（1級が最重度） しかくしょう ちょうかく へいこうきのうしょう おんせい げんご きのうしょう 視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、 したいふじゆう のうげんせいうんどうきのうしょう しんぞうきのうしょう 肢体不自由、脳原性運動機能障がい、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、 こきゅうききのうしょう ちよくちようきのうしょう しょうちようきのうしょう 呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、 めんえききのうしょう かんぞうきのうしょう 免疫機能障がい、肝臓機能障がい
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	していいし しんだんしよ していようしき □指定医師による診断書（指定様式） かおじゃしん まい □顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm） およ ほんにんかくにんしよるい □マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類
しんせいご なが 申請後の流れ	しんせいご てちようこうふ げつ げつ 申請後、手帳交付までに1か月～2か月かかります。 こうふ かんいかきどめ とど 交付されると簡易書留にてお届けします。 しょう ないよう ねん ねんない さいにんてい う ひつよう ※障がいの内容によっては3年～5年以内に再認定を受ける必要があります。
しんせいまどぐち 申請窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113） かくししよ ぎょうせい しょう ふくしたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

りょういくてちよう 療育手帳

たいしょうしゃ 対象者	ちてき はったつ おく にちじょうせいかつ ししょう なん しえん ひつよう 知的な発達の遅れにより、日常生活に支障があるために何らかの支援を必要とす かた にいがたけん おこな じゅんかいそうだん ほんてい う かた る方で、新潟県が行う「巡回相談」にて判定を受けた方
くぶん 区分	A・B（Aが最重度）
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	かおじゃしん まい □顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm） およ ほんにんかくにんしよるい □マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類
しんせいご なが 申請後の流れ	しんせいご てちようこうふ すうしゅうかん 申請後、手帳交付までに数週間かかります。 こうふ かんいかきどめ とど 交付されると簡易書留にてお届けします。
しんせいまどぐち 申請窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113） かくししよ ぎょうせい しょう ふくしたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳

<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>せいしんしょう ちようき にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいやく かた 精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方で、 せいしんしょう かか しょしんび げつ けいか かた 精神障がいに係る初診日から6か月を経過した方 ちてきしょう ふく ※知的障がいは含まれません。</p>
<p>くぶん 区分</p>	<p>きゅう きゅう きゅう さいじゅうど 1級～3級（1級が最重度）</p>
<p>しんせい ひつよう 申請に必要なもの</p>	<p>しんだんしょ していようしき せいしんしょう しきゅうじゆう しょうがいねんきん ねんきんしょうしょ □診断書（指定様式）または精神障がいを支給事由とする障害年金の年金証書など かおじゃしん まい □顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm） およ ほんにんかくにんしよるい □マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類</p>
<p>しんせいご なが 申請後の流れ</p>	<p>しんせいご てちょうこうふ げつ げつ 申請後、手帳交付までに1か月～2か月かかります。 てちょうこうふ し とど してい しゃくしよまどぐち う 受け取りにお出で下さい。 てちょう ゆうこうきげん ねんかん こうしんじき 手帳の有効期限は2年間です。更新時期になりましたらお知らせします。</p>
<p>しんせいまどぐち 申請窓口</p>	<p>しゃかいふくしか しょう ふくしかかり 社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113） かくししょ ぎようせい しょう ふくしたんとうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口</p>



かくしゅせいど 各種制度

いりょうひじよせい I 医療費助成

じりつしえんいりょう 自立支援医療

しょうがいけいげんなどのために必要な治療費の自己負担額が1割に軽減される制度です。対象となる障がいや治療法、受診できる病院などが決まっております、事前申請が必要です。

しんせいしょ まどぐち ようい
申請書は窓口にてご用意します。

じこふたん ＜自己負担＞

げんそく わり せたい しょとくじょうきょう おう つき ふたんじょうげんがく せつてい
原則1割。世帯※の所得状況などに応じ、ひと月の負担上限額が設定されています。

おな いりょうほけん かにゆう かぞく どういつせたい
※同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

いくせいりりょう 育成医療

じどう 児童

たいしょうしゃ 対象者	さいみまん じどう しゅじゅつ かくじつ ちりょうこうか きたい しっかん ちりょう してい 18歳未満の児童で、手術などにより確実な治療効果が期待できる疾患の治療を指定 いりょうきかん う かた 医療機関で受ける方 れい こうがいれつ こうしんれつ きいん し かきょうせい せんてんせい こかんせつだっきゅう たい かんせつけいせいじゅつ 例) 口蓋裂・口唇裂に起因する歯科矯正、先天性股関節脱臼に対する関節形成術、 しんしつしんぼうちゅうかく たい しゅじゅつ 心室心房中隔に対する手術など
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	いし いげんしょ していようしき □医師の意見書(指定様式) かにゆういりょうほけん しかくじょうほう □加入医療保険資格情報のわかるもの およ ほんにんかくにんしよるい □マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類 じゅきゅう しょうがいねんきん いぞくねんきん かくにん しょうい がいどう かた □受給している障害年金・遺族年金などが確認できる書類(該当する方のみ)
しんせいまどぐち 申請窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしかかり 社会福祉課 障がい福祉係(☎63-5113) かくししょ ぎょうせい しょう ふくしたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

こうせいりりょう 更生医療

しんたい 身体

たいしょうしゃ 対象者	さいいじょう しんたいしょうがいしゃてちやうしよじしや じんこうとうせき しょう けいげん じよきよ 18歳以上の身体障害者手帳所持者で、人工透析などの障がいの軽減・除去のための ちりょう していりりょうきかん う かた 治療を指定医療機関で受ける方 れい じんこうとうせき う こ じゅつ じんこうかんせつちかんじゅつ 例) 人工透析、ペースメーカー埋め込み術、人工関節置換術など
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	いし いげんしょ していようしき □医師の意見書(指定様式) かにゆういりょうほけん しかくじょうほう □加入医療保険資格情報のわかるもの およ ほんにんかくにんしよるい □マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類 とくていしっぺいりょうようじゅりょうしょう じんこうとうせき う かた □特定疾病療養受療証(人工透析を受ける方のみ) じゅきゅう しょうがいねんきん いぞくねんきん かくにん しょうい がいどう かた □受給している障害年金・遺族年金などが確認できる書類(該当する方のみ)
しんせいまどぐち 申請窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしかかり 社会福祉課 障がい福祉係(☎63-5113) かくししょ ぎょうせい しょう ふくしたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

たいしょうしゃ 対象者	とうごうしつちようしょう びょう せいしんしつかん していりりょうきかん つういん かた 統合失調症やうつ病などの精神疾患のため指定医療機関に通院している方
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	しんだんしょ していりりょうき <input type="checkbox"/> 診断書（指定様式） かにゆういりりょうほけんしかくじようほう <input type="checkbox"/> 加入医療保険資格情報のわかるもの およ ほんにんかくにんしよるい <input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類 じゆきゆう しょうがいねんきん いぞくねんきん かくにん しよるい がいどう かた <input type="checkbox"/> 受給している障害年金・遺族年金などが確認できる書類（該当する方のみ）
しんせいまどぐち 申請窓口	しゃかいふくしか しょう ふうしかかり 社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113） かくししょ ぎやうせい しょう ふうしたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

じゅうどしんしんしょうがいしゃいりりょうひじよせい けんしょう
重度心身障害者医療費助成（県障）

しんたい
身体Ⅰ～Ⅲ

りりょういく
療育A

せいしん
精神Ⅰ

たいしょうしゃ 対象者	つぎ てちよう も かた 次のいずれかの手帳をお持ちの方 しんたいしょうがいしゃてちよう きゆう きゆう ・身体障害者手帳Ⅰ級～Ⅲ級 りりょういくてちよう ・療育手帳A せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちよう きゆう ・精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級 たいしょう かつ かた てちようこうふじ しんせいしよるい どうふう ※対象となる方には、手帳交付時に申請書類を同封いたします。 しよとくせいげん ※所得制限があります。 せいかつほごじゆきゆうしゃ たいしょう はず ※生活保護受給者は対象から外れます。
ないよう 内容	いりりょうひ いちぶ じよせい 医療費の一部を助成します。 じこふたん い か 自己負担は以下のとおりです。 【外来】 どういつりりょうきかん かい えん つき かい 同一医療機関において1回530円 月4回まで かいめいこう わりりょう ※5回目以降は無料です。 ちようざい わりりょう 【調剤】 無料 にゆういん にち えん 【入院】 1日1,200円 ほうもんかんご にち えん 【訪問看護】 1日250円 けんがい いりりょうきかん じゆしん ばあい てきやう ※県外の医療機関を受診した場合には適用されません ので、ごじつりりょうしゅうしょ もちのうえ しゃくしよまどぐち てつづ 手続きいただくと、さくぶんが支給されます。
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	がいどう しょうがいしゃてちよう <input type="checkbox"/> 該当する障害者手帳 かにゆういりりょうほけんしかくじようほう <input type="checkbox"/> 加入医療保険資格情報のわかるもの およ ほんにんかくにんしよるい <input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類
しんせいまどぐち 申請窓口	しゃかいふくしか しょう ふうしかかり 社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113） かくししょ ぎやうせい しょう ふうしたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

たいしょうしゃ 対象者	<p>【入院】精神障がいの医療のため入院治療を受ける方</p> <p>【通院】自立支援医療（精神通院）を利用している方</p> <p>※生活保護受給者、県単医療受給者は対象から外れます。</p>
ないよう 内容	<p>自己負担額の2分の1を助成</p>
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	<p><input type="checkbox"/> 医師の診断書（入院のみ）</p> <p><input type="checkbox"/> 加入医療保険資格情報のわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先金融機関の通帳</p>
しんせいまどぐち 申請窓口	<p>社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113）</p> <p>各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口</p>

2 かくしゅてあて ふようきょうさい 各種手当・扶養共済など

たいしょうしゃ 対象者	<p>20歳未満で、重度または中度の障がいがある児童を養育している保護者</p> <p>※施設に入所していたり、障がいを支給事由とする公的年金給付を受けている場合は対象になりません。</p> <p>※所得制限があります。</p>
ないよう 内容	<p>手当を支給します。申請した月の翌月分から対象になります。</p> <p>月額 1級（重度）：56,800円</p> <p>2級（中度）：37,830円 ※R7.4.1現在</p> <p>支給月：4月・8月・11月（前月分までを支給 ※11月は当月まで）</p>
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	<p><input type="checkbox"/> 診断書（指定様式）</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類</p> <p>※事前にご相談ください。</p>
しんせいまどぐち 申請窓口	<p>社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113）</p> <p>各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口</p>

たいしょうしゃ 対象者	<p>さいみまん じゅうど しょう じょうじかいご ひつよう じどう 20歳未満で、重度の障がいにより常時介護を必要とする児童</p> <p>※施設に入所していたり、障がいを支給事由とする公的年金給付を受けている場合は対象になりません。</p> <p>※所得制限があります。</p>
ないよう 内容	<p>てあて しきゅう しんせい つき よくげつぶん たいしょう 手当を支給します。申請した月の翌月分から対象になります。</p> <p>げつがく えん げんざい 月額：16,100円 ※R7.4.1現在</p> <p>しきゅうつき がつ がつ がつ がつ ぜんげつぶん しきゅう 支給月：5月・8月・11月・2月（前月分までを支給）</p>
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	<p>しんだんしょ していようしき <input type="checkbox"/>診断書（指定様式）</p> <p>およ かくにんしよるい <input type="checkbox"/>マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類</p> <p>※事前にご相談ください。</p>
しんせいまどぐち 申請窓口	<p>しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113）</p> <p>かくししょ ぎょうせい しょう ふくしたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口</p>

たいしょうしゃ 対象者	<p>さいいじょう せいしん しんたい いちじる しょう にちじょうせいかつ じょうじかいご 20歳以上で、精神または身体に著しい障がいがあるため、日常生活に常時介護を必要とする方</p> <p>※施設に入所している方や病院に3か月以上入院している方は対象になりません。</p> <p>※所得制限があります。</p>
ないよう 内容	<p>てあて しきゅう しんせい つき よくげつぶん たいしょう 手当を支給します。申請した月の翌月分から対象になります。</p> <p>げつがく えん げんざい 月額：29,590円 ※R7.4.1現在</p> <p>しきゅうつき がつ がつ がつ がつ がつ ぜんげつぶん しきゅう 支給月：5月・8月・11月・2月（前月分までを支給）</p>
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	<p>しんだんしょ していようしき <input type="checkbox"/>診断書（指定様式）</p> <p>およ ほんにんかくにんしよるい <input type="checkbox"/>マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類</p> <p>じゅきゅう しょうがいねんきん いぞくねんきん かくにん しょうい がいどう かつ <input type="checkbox"/>受給している障害年金・遺族年金などが確認できる書類（該当する方のみ）</p> <p>※事前にご相談ください。</p>
しんせいまどぐち 申請窓口	<p>しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113）</p> <p>かくししょ ぎょうせい しょう ふくしたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口</p>

しんしんしょうがいしゃふようきょうざい
心身障害者扶養共済

しんたい
身体

りょういく
療育

せいしん
精神

ほか

たいしょうしゃ 対象者	① 療育手帳 A・B ② 身体障害者手帳 1級～3級 ③ 障がいの程度が、①または②と同程度と認められる方 (精神疾患、脳性麻痺、血友病など)
ないよう 内容	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給します。
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	※事前にご相談ください。
しんせい まどぐち 申請窓口	社会福祉課 障がい福祉係 (☎63-5113) 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

しょうがい き そねんきん
障害基礎年金

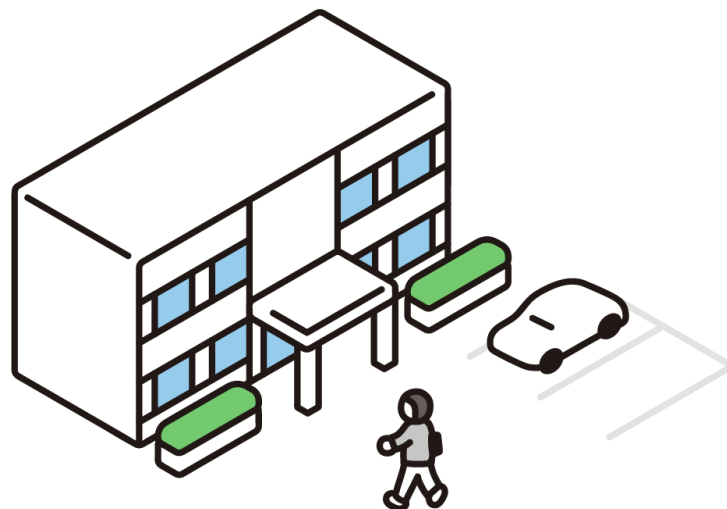
しんたい
身体

りょういく
療育

せいしん
精神

ほか

たいしょうしゃ 対象者	国民年金の被保険者期間中または20歳前や60～64歳の間に初診日がある病気やケガで、法令に定められた障害等級表の1級・2級に該当する方 ※手帳の基準とは異なります。
ないよう 内容	一定の要件を満たした場合、年金が支給されます。 年額 1級：1,039,625円 2級：831,700円 ※R7.4.1現在
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	※事前にご相談ください。
しんせい 申請・ お問い合わせ窓口	市民課 保険年金係 (☎63-5112) 各支所・行政サービスセンター 年金担当窓口 新潟西年金事務所 お客様相談室 (☎025-225-3008) 日本年金機構 ねんきんダイヤル (☎0570-05-1165)



<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>こうせいねんきん かにゆう あいだ しょしん び びょうき しょうがい き そねんきん がいどう 厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金に該当す る障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が 支給されます。 ※手帳の基準とは異なります。 ※該当しない場合でも、独自に3級または障害手当金（一時金）が支給される場合 があります。</p>
<p>ないよう 内容</p>	<p>しょうがい き そねんきん あわ ねんきん しきゅう 障害基礎年金と併せて年金が支給されます。 ※支給額は個別に計算されます。</p>
<p>しんせい ひつよう 申請に必要なもの</p>	<p>じぜん そうだん ※事前にご相談ください。</p>
<p>しんせい 申請・ と あ まどぐち お問い合わせ窓口</p>	<p>にいがたにしねんきんじむしょ きやくさまそうだんしつ 新潟西年金事務所 お客様相談室（☎025-225-3008） にほんねんきんきこう 日本年金機構 ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）</p>



3 住宅改修

障がいのある方が安心・安全に生活していくための住宅改修に対して助成します。

各制度は(A) → (B) → (C)の順で事業を優先してください。また、組み合わせて利用することも可能です。

【組み合わせ例】

- (A) + (C) → ○可能 (B) + (C) → ○可能
 (A) + (B) → ×不可 (A) + (B) + (C) → ×不可
 (A) と (B) 両方の制度に該当する方は、(A)の制度を優先してください。

申請書は窓口にてご用意します。

(A) 介護保険 住宅改修 (介護予防住宅改修)	ほか
--------------------------	----

対象者	要介護または要支援認定を受けている方
内容	<p>手すりの取付けや段差の解消など、軽易な住宅改修費の一部が支給されます。改修前の申請が必要ですので、必ず事前申請を行ってください。なお、入院・入所中の場合は事前に市に確認した上で工事可能ですが、支給については退院・退所後（資格喪失の場合は支給不可）となります。</p> <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> 手すりの取付け 段差の解消 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 引き戸などへの扉の取替え 和式便器から洋式便器などへの便器の取替え 上記の工事に伴って必要となる工事 <p>【補助金額】</p> <p>20万円（1～3割負担）</p> <p>※20万円を超える工事については、(C)の制度と併用可能。</p>
申請に必要なもの	<p>※事前に担当ケアマネジャーにご相談ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅改修が必要な理由書（有資格者が記入したもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 工事費見積書（内訳がわかるもの※被保険者宛に作成されたもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅所有者の承諾書（所有者と利用者が異なる場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 着工前の写真（日付入り）</p> <p><input type="checkbox"/> 平面図</p>
申請・お問い合わせ窓口	<p>高齢福祉課 介護保険係（☎63-3790）</p> <p>各支所・行政サービスセンター 介護保険担当窓口</p>

<p>対象者</p>	<p>次の障がい^{つぎ しょうがい}を有する方^{ゆう する なた}であって、障害等級^{しょうがいとうきゅう きゅう}1級～3級の方^{かた}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下肢不自由^{か し ふ じ ゆ う} ・体幹不自由^{たい かん ぶ じ ゆ う} ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変^{にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のうびょうへん}による運動機能障がい^{うんどうきのうしゅう} (移動機能障がい^{いどうきのうしゅうがい}に限る) <p>ただし、特殊便器^{とくしゅべんき}への取替え^{とりか}をする場合は^{ばあい}上肢不自由^{じょうしふじゆう}2級以上の方^{かた}</p>
<p>内容</p>	<p>手すりの取付け^{て とりつ}や段差^{だんさ}の解消^{かいしょう}など、軽易な住宅改修費^{けい い じゅうたくかいしゅうひ}の一部^{いちぶ}が支給^{しきゅう}されます。</p> <p>改修前^{かいしゅうまえ}の申請^{しんせい}が必要^{ひつよう}ですので、必ず^{かなら}事前^{じぜん}申請^{しんせい}を行^{おこな}ってください。</p> <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け^{て とりつ} ・段差の解消^{だんさ かいしょう} ・滑りの防止^{すべ ぼうし}・移動^{いどう}の円滑化^{えんかつか}などのための床^{ゆか}または通路^{つうろめん}面の材料^{ざいりょう}の変更^{へんこう} ・引き戸^{ひ ど}などへの扉^{とびら}の取替え^{とりか} ・和式便器^{わしきべんき}から洋式便器^{やうしきべんき}などへの便器^{べんき}の取替え^{とりか} ・上記^{じょうき}の工事^{こうじ}に伴^{ともな}って必要^{ひつよう}となる工事^{こうじ} <p>【補助金額】</p> <p>20万円^{まんえん げんそく} (原則^{わりふたん}1割負担^{ふたんけいげん}。負担軽減^{ふたんけいげん}あり)</p> <p>※20万円^{まんえん}を超える工事^{こうじ}については、(C)の制度^{せいど}と併用^{へいよう}可能^{かのう}。</p>
<p>申請に必要なもの</p>	<p>※事前^{じぜん}にご相談^{そうだん}ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしゃてちょう} <input type="checkbox"/> 工事費見積書^{こうじひみつもりしょ} (内訳^{うちわけ}がわかるもの) <input type="checkbox"/> 工事見取り図^{こうじみとず} <input type="checkbox"/> 住宅所有者^{じゅうたくしやうしや}の承諾書^{しょうだくしょ} (所有者^{しやうしや}と利用者^{りやうしや}が異なる場合^{こと ばあい}) <input type="checkbox"/> 着工前^{ちやっこうまえ}の写真^{しゃしん} (日付入り^{ひづけい})
<p>申請・ お問い合わせ窓口</p>	<p>社会福祉課^{しゃかいふくしか} 障がい福祉係^{しょうがいふくしかり} (☎63-5113)</p> <p>各支所^{かくししょ}・行政サービスセンター^{ぎょうせい} 障がい福祉担当窓口^{しょうがいふくしたんとうまどぐち}</p>

<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね 65歳以上で要介護・要支援認定を受けている方 ・ 身体障害者手帳Ⅰ級・Ⅱ級 ・ 療育手帳A <p>上記のいずれかに該当し、世帯全員の前年の収入合計が600万円未満の方</p>						
<p>内容</p>	<p>自宅をバリアフリーに改造する場合には、補助基準額を限度として補助率の範囲内で助成します。</p> <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居室及び廊下などの改造 ・ トイレの改造 ・ 浴室の改造 ・ 玄関の改造 ・ 段差解消機および階段昇降機の設置 ・ ホームエレベーターの設置 <p>【補助基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者 30万円 ・ 障がい者 50万円（制度B対象者は30万円） <p>【補助率】</p> <table border="0"> <tr> <td>所得税課税世帯</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>100%</td> </tr> </table>	所得税課税世帯	50%	所得税非課税世帯	75%	生活保護世帯	100%
所得税課税世帯	50%						
所得税非課税世帯	75%						
生活保護世帯	100%						
<p>申請に必要なもの</p>	<p>※事前に高齢福祉係にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工事費見積書（内訳がわかるもの※対象者宛に作成されたもの） <input type="checkbox"/> 工事図面 <input type="checkbox"/> 住宅位置図 <input type="checkbox"/> 住宅所有者の承諾書（所有者と利用者が異なる場合） <input type="checkbox"/> 着工前の写真（日付入り） 						
<p>申請・お問い合わせ窓口</p>	<p>高齢福祉課 高齢福祉係（☎63-3790）</p> <p>各支所・行政サービスセンター 高齢福祉担当窓口</p>						

4 補装具・日常生活用具など

補装具の給付

身体

ほか

申請書は窓口にてご用意します。

対象者	身体障害者手帳所持者または難病患者などの方	
内容	失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入や修理の費用を支給します。 ※各品目ごとに条件あり。	
	【自己負担】 原則1割（ひと月あたりの負担上限額の設定あり）	
	【交付対象品目】 ★は介護保険福祉用具貸与の対象。原則介護保険優先。	
対象者	品目	備考
肢体不自由	義肢	義手、義足
	装具	下肢・靴型・体幹・上肢装具
	姿勢保持装置	
	車載用姿勢保持装置	
	車いす	オーダーメイド ★レディメイド
	★電動車いす	電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない方
	★歩行器	
	★歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、多脚つえ、ロフストランド・クラッチ、プラットフォーム杖
	重度障害者用意思伝達装置	言語機能障がいをあわせもつ方
	起立保持具	18歳未満の方
視覚障がい	義眼	
	眼鏡	矯正・遮光・弱視眼鏡、コンタクトレンズ
聴覚障がい	補聴器	ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導式ポケット型・眼鏡型
	人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置の修理

しんせい ひつよう 申請に必要なもの	※事前申請が必要です。購入後の申請は対象になりません。 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 医師意見書（指定様式）※不要の場合があります。 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類
しんせい 申請・ と あ まどぐち お問い合わせ窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113） かくししょ ぎょうせい しょう ふくしたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 日常生活用具の給付	<input type="checkbox"/> 身体	<input type="checkbox"/> 療育	<input type="checkbox"/> 精神	<input type="checkbox"/> ほか
---------------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

しんせいしょ まどぐち
 申請書は窓口にてご用意します。

たいしょうしゃ 対象者	しょうがいしやてちょうしよじしや なんびょうかんじや かた 障害者手帳所持者または難病患者などの方
ないよう 内容	じりつ にちじょうせいかつ しえん ようぐ きゅうふ 自立した日常生活を支援する用具を給付します。 ※各品目ごとに条件あり。 【自己負担】 原則1割（ひと月あたりの負担上限額の設定あり） 【交付対象品目】 ★は介護保険福祉用具貸与の対象。原則介護保険優先。
給付品目	
かいごくんれんしえんようぐ 介護訓練支援用具	とうくしゆしんだい とうくしゆ とうくしゆにようき にゅうよくたんか ★特殊寝台、★特殊マット、★特殊尿器、入浴担架、 たいいへんかんき いどうよう くんれん くんれんよう ★体位変換器、★移動用リフト、訓練いす、訓練用ベ ッド
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	にゅうよくほじょようぐ べんき どうぶほごぼう じじょう ぼうじょう ★入浴補助用具、★便器、頭部保護帽、★T字状・棒状 のつえ、★移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、 じどうしょうかき でんじちようりき ほこうじかんえんちようしんごうきようこがた 自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型 そうしんそうち ちょうかくしょうがいしやようおくないしんごうそうち 送信装置、聴覚障害者用屋内信号装置
ざいたくりようようどうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	どうせきえきかおんき きゅうにゅうき でんきしき 透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん 吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシ さんそ うんぱんしゃ もうじんようたいおんけい もうじんよう メーター）、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用 たいじゅうけい ひじょうようでんげん 体重計、非常用電源
じょうほういしそつうしえんようぐ 情報意思疎通支援用具	けいたいようかいわほじょそうち じょうほう つうしんしえんようぐ てんじ 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字デ スプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用 しかくしょうがいしやようかつじぶんしよよみあ ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ そうち しかくしょうがいしやようかくだいどくしよき しかくしょうがいしやようちじょう 装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用地上デ ほうそうたいおう もうじんようときい ちょうかくしょうがいしやよう ジタル放送対応ラジオ、盲人用時計、聴覚障害者用 つうしんそうち ちょうかくしょうがいしやようじょうほうじゆしんそうち じんこうこうとう 通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、 ふくしてんわ てんじとしよ 福祉電話、ファックス、点字図書
はい かんりしえんようぐ 排せつ管理支援用具	しょうぐ かみ しゅうにようき ストマ用具、紙おむつなど、収尿器
じゅうたくかいしゅうひ 住宅改修費	きょたくせいかつどうさほじょようぐ けいさい 居室生活動作補助用具（9ページ掲載）

しんせい ひつよう 申請に必要なもの	じぜんしんせい ひつよう こうにゆうご しんせい たいしよう ※事前申請が必要です。購入後の申請は対象になりません。 しょうがいしゃてちよう なんびようかんじゃ しんだんしょ □障害者手帳（難病患者などについては診断書） いし しょうめいしょ ひつよう ばあい □医師の証明書（必要な場合のみ） みつもりしょ □見積書 ようぐ かくにん □カタログなど用具が確認できるもの
しんせい 申請・ と あ まどぐち お問い合わせ窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113） かくししょ ぎようせい しょう ふくしたんとうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

けい ちゅうとうどなんちようじ ほちようきこうにゆうひじよせいじぎよう
軽・中等度難聴児の補聴器購入費助成事業

ほか

しんせいしょ まどぐち しょうい
申請書は窓口にてご用意します。

たいしようしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちよう こうふたいしよう かた つぎ しょうけん み さいみまん 身体障害者手帳の交付対象とならない方で次のすべての要件を満たす18歳未満 なんちようじ の難聴児。 しな い じゅうしょ ゆう もの 1) 市内に住所を有している者 りょうみみ ちょうりよく 2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者 ほちようき そうよう げんごしゅうとく いったい こうか きたい いし はんだん 3) 補聴器の装用により、言語習得など一定の効果が期待できると医師が判断す る者 どういつせたい しみんぜいしよとくわりがく さいたのうぜいしゃ のうぜいがく まんえんみまん 4) 同一世帯で、市民税所得割額の最多納税者の納税額が46万円未満であること
ないよう 内容	ほちようき こうにゆうひよう ぶん じよせい 補聴器の購入費用の3分の2を助成します。 ほちようき しゆるい きゆうふ きじゆんかかく じょうけん きじゆんかかく こ ぶん ※補聴器の種類により給付の基準価格や条件があります。基準価格を超えた分 は、自己負担になります。
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	じぜんしんせい ひつよう こうにゆうご しんせい たいしよう ※事前申請が必要です。購入後の申請は対象になりません。 いし いけんしょ していようしき □医師の意見書（指定様式） みつもりしょ □見積書
しんせい 申請・ と あ まどぐち お問い合わせ窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113） かくししょ ぎようせい しょう ふくしたんとうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

けい ちゅうとうどなんちようしゃ ほちようきこうにゆうひじよせいじぎよう
軽・中等度難聴者の補聴器購入費助成事業

ほか

しんせいしょ まどぐち しょうい
申請書は窓口にてご用意します。

たいしようしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちよう こうふたいしよう かた つぎ しょうけん み さいいじよう 身体障害者手帳の交付対象とならない方で次のすべての要件を満たす18歳以上 なんちようしゃ の難聴者。 しな い じゅうしょ ゆう もの 1) 市内に住所を有している者 りょうみみ ちょうりよく 2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者 ほちようき そうよう のうりよく こうじよう いったい こうか 3) 補聴器の装用により、コミュニケーション能力の向上について一定の効果が 期待できると医師が判断する者
----------------	--

ないよう 内容	ほちようき こうにゆうひよう いちぶ じよせい 補聴器の購入費用の一部を助成します。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>せたいくぶん 世帯区分</th> <th>じよせいがく 助成額</th> <th>じよせいじようげんがく 助成上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せいかつほ ごせたい 生活保護世帯・ しみんぜいひかぜいせたい かた 市民税非課税世帯の方</td> <td>こうにゆうひ がく 購入費の額</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>しみんぜいかぜいせたい かた 市民税課税世帯の方</td> <td>こうにゆうひ がく 購入費の額の1/2</td> <td>25,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	せたいくぶん 世帯区分	じよせいがく 助成額	じよせいじようげんがく 助成上限額	せいかつほ ごせたい 生活保護世帯・ しみんぜいひかぜいせたい かた 市民税非課税世帯の方	こうにゆうひ がく 購入費の額	50,000 円	しみんぜいかぜいせたい かた 市民税課税世帯の方	こうにゆうひ がく 購入費の額の1/2	25,000 円
せたいくぶん 世帯区分	じよせいがく 助成額	じよせいじようげんがく 助成上限額								
せいかつほ ごせたい 生活保護世帯・ しみんぜいひかぜいせたい かた 市民税非課税世帯の方	こうにゆうひ がく 購入費の額	50,000 円								
しみんぜいかぜいせたい かた 市民税課税世帯の方	こうにゆうひ がく 購入費の額の1/2	25,000 円								
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	じぜんしんせい ひつよう こうにゆうご しんせい たいしよう ※事前申請が必要です。購入後の申請は対象になりません。 <input type="checkbox"/> 医師の意見書（指定様式） <input type="checkbox"/> 見積書									
しんせい ひつよう 申請・ お問い合わせ窓口	こうれいふくしか こうれいふくしがかり 高齢福祉課 高齢福祉係（☎63-3790） かくししょ ぎようせい こうれいふくしたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 高齢福祉担当窓口									

5 税金

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の軽減

身体

療育

ほか

たいしようしゃ 対象者	しょう しゃ こうれいしゃ ようかいご ようしえんにんてい う かた じようじきよじゅう じゅうたく 障がい者、高齢者、要介護・要支援認定を受けている方が常時居住する住宅の バリアフリー工事で、自己負担額が50万円を超える所有者 ※新築された日から10年以上経過した住宅で、令和8年3月31日までの間にバ リアフリー改修工事が完了した家屋が対象。
ないよう 内容	よくねんど こていしさんぜい ぶん げんがく 翌年度の固定資産税を3分の1減額します。 ゆかめんせき そうどうぶん ぜいがく じようげん ※床面積100㎡相当分の税額までを上限とする。
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	こうじせこうまえ そうだん 工事施工前にご相談ください。 こうじかんりようご げつない しんせい ひつよう 工事完了後3か月以内に申請が必要になります。
しんせい ひつよう 申請・ お問い合わせ窓口	ぜいむか こていしさんぜいがかり 税務課 固定資産税係（☎63-5110） かくししょ ぎようせい こていしさんぜいたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 固定資産税担当窓口

所得税・市民税・県民税などの減除

身体

療育

精神

	障害者控除	特別障害者控除
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2級～3級 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級～2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級
内容	所得税・・・所得控除27万円 市民税・県民税など・・・所得控除26万円	所得税・・・所得控除40万円 市民税・県民税など・・・所得控除30万円
申請に必要なもの	確定申告前にご相談ください。	
申請・お問い合わせ窓口	《市民税・県民税》 税務課 市民税係 (☎63-5110) 各支所・行政サービスセンター 市民税担当窓口 《所得税・相続税・贈与税》 佐渡税務署 (☎74-3276)	

軽自動車税（種別割）の減免

身体

療育A

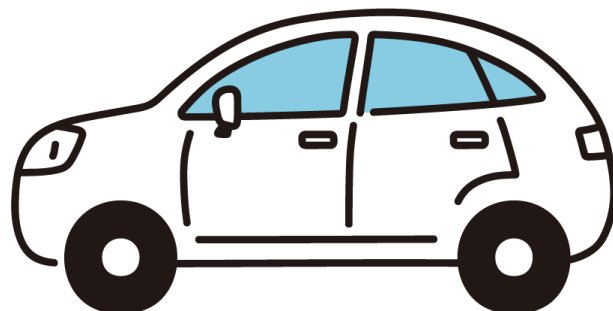
精神I

対象者	①身体障害者手帳 ※障がいの区分、運転方法により該当する等級が異なります。 ②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級
内容	次の場合に軽自動車税（種別割）の減免が認められる場合があります。 減免は障がい者一人につき1台です。（車検証の名義により減免にならない場合があります。） ◆本人運転：対象者本人が所有する車の場合（①のみ） ◆家族運転：対象者本人が所有する車または同一生計者が所有する車（①の18歳未満、②、③のみ） ※通院・通学・通所・生業で週1回または月4回以上の頻度で半年以上使用する場合。 ◆介護者運転：対象者本人が所有する車を、対象者の利用に供するため常時介護する者が運転する場合 ※通院・通学・通所・生業で週3回以上の頻度で1年以上使用する場合
申請に必要なもの	※事前にご相談ください。（申請期間：納税通知書送達後から納付期限まで） <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 運転する人の免許証 <input type="checkbox"/> 車検証 <input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの
申請・お問い合わせ窓口	税務課 市民税係 (☎63-5110) 各支所・行政サービスセンター 市民税担当窓口

げんめん とうきゅうひょう こべつとうきゅう
 ◎減免にかかる等級表（個別等級）

しょうがい ぐぶん 障がい区分	たいしやう しょうがい とうきゅう 対象となる障がい等級	
	ほんにんうんてん 本人運転	かぞく かいごしやうんてん 家族・介護者運転
しかくしょう 視覚障がい	1～4 級	
ちやうかくしょう 聴覚障がい	2～3 級	
へいこうきのうしょう 平衡機能障がい	3 級	
おんせい げんご 音声・言語・そしゃく機能障がい	3 級（喉頭摘出に限る）	
じやうしぶじゆう 上肢不自由	1～2 級	
かしふじゆう 下肢不自由	1～6 級（※）	1～3 級
たいかんふじゆう 体幹不自由	1～5 級	1～3 級
にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のう 乳幼児期以前の非進行性の脳	じやうしきのう 上肢機能	1～2 級
びやうへん うんどうきのうしょう 病変による運動機能障がい	いどうきのう 移動機能	1～3 級
しんぞうきのうしょう 心臓機能障がい	1～3 級	
ぞうきのうしょう じん臓機能障がい		
こきゆうききのうしょう 呼吸器機能障がい		
ぼうこうちよくちやうきのうしょう 膀胱直腸機能障がい		
しょうちやうきのうしょう 小腸機能障がい		
めんえきふぜん めんえききのうしょう ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		
かんぞうきのうしょう 肝臓機能障がい		

（※） かし きゅう いじやう ばあい かし きゅう
 （※） 下肢7 級が2 つ以上ある場合は下肢6 級とする。



<p>対象者</p>	<p>①身体障害者手帳 ※障がい<small>の</small>区分、運転方法により該当する等級が異なります。 等級表は前のページをご覧ください。</p> <p>②療育手帳 A</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳 I 級（自立支援医療（精神通院）受給者に限る。ただし、受給者証の交付を受けていない場合は医師の通院証明書が必要。）</p>
<p>内容</p>	<p>次の場合に軽自動車税（種別割）の減免が認められる場合があります。 減免は障がい者一人につき1台です。（車検証の名義により減免にならない場合があります。）減免の上限額を超える場合は差額分の納付が必要です。</p> <p>◆本人運転：対象者本人所有の車または同一生計者所有の車で使用者が対象者本人の場合</p> <p>◆家族運転：対象者本人が所有する車または同一生計者が所有する車（①の18歳未満、②、③のみ）を、対象者の利用に供するため同一生計者が運転する場合</p> <p>※通院・通学・通所・生業で週1回または月4回以上の頻度で半年以上使用する場合。</p> <p>◆介護者運転：対象者本人が所有する車を、対象者の利用に供するため常時介護する者が運転する場合</p> <p>※通院・通学・通所・生業で週3回以上の頻度で1年以上使用する場合</p>
<p>申請に必要なもの</p>	<p>※事前にご相談ください。（申請期間：納税通知書送達後から納付期限まで）</p> <p><input type="checkbox"/> 障害者手帳または受給者証</p> <p><input type="checkbox"/> 運転する人の免許証</p> <p><input type="checkbox"/> 車検証</p> <p><input type="checkbox"/> 通院・通学等の利用状況を証する書類</p> <p><input type="checkbox"/> 同一生計証明書（家族運転の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの</p>
<p>申請・お問い合わせ窓口</p>	<p>新潟地域振興局県税部 佐渡収税課（☎74-3310：佐渡地域振興局内）</p>

6 交通費助成・自動車関係 (駐車場・改造・免許取得など)

申請書は窓口にてご用意します。

福祉タクシー利用料金助成		身体 1～3	療育 A	精神 1
対象者	①身体障害者手帳1級・2級 ②下肢または体幹不自由の障害程度等級が3級 ③療育手帳A ④精神障害者保健福祉手帳1級			
内容	年間一人1冊(500円券36枚綴り)のタクシー券を交付します。一度の乗車で最大6枚まで利用できます。 ※外出支援サービス(高齢福祉課)とは併用できません。 ※通院・通所時にタクシー券を利用した場合、通院・通所交通費助成は対象になりません。			
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 障害者手帳			
申請・お問い合わせ窓口	社会福祉課 障がい福祉係 (☎63-5113) 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口			

通院交通費助成		身体	ほか
対象者	①人工透析療法を必要とする方 ②特定疾患・指定難病・小児慢性特定疾患の方		
内容	通院医療を受けるための交通費の一部を助成します。 通院する方が未就学児及び小学生で付き添いを必要とする場合には、付き添い者(1名まで)も助成の対象となります。 ※通院時にタクシー券を利用した場合は対象になりません。		
	区分	基準額	補助率
	バス	自宅の最寄りのバス停から医療機関までの往復額	50%
	自家用車	自宅から医療機関までの往復距離で、1kmあたり15円を乗じて得た額	50%
	船	両津から新潟間における佐渡汽船の往復乗船に係る額。※車両運賃含まない。	50%
	鉄道	医療機関の所在する最寄りの駅までの往復額とする。ただし、1年12回を限度とする。	50%
申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 障害者手帳または各種受給者証 <input type="checkbox"/> 車検証(自家用車で申請する場合) <input type="checkbox"/> 振込先金融機関の通帳		
申請・お問い合わせ窓口	社会福祉課 障がい福祉係 (☎63-5113) 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口		

たいしやうしや 対象者	しょうがいふくし しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん りょう さぎやうしよ 障害福祉サービス（就労移行支援または就労継続支援）を利用して作業所へ つうしよ かた 通所している方															
ないよう 内容	<p>さぎやうしよ つうしよ こうつうひ いちぶ じよせい 作業所へ通所するための交通費の一部を助成します。</p> <p>つうしよ じ けん りょう ばあい たいしやう ※通所時にタクシー券を利用した場合は対象になりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>くぶん 区分</th> <th>きじゆんがく 基準額</th> <th>ほじよりつ 補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス</td> <td>じたく もよ てい じぎやうしよ おうふくがく 自宅の最寄りのバス停から事業所までの往復額</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>じかやうしや 自家用車</td> <td>じたく じぎやうしよ おうふくきより 自宅から事業所までの往復距離で、1kmあたり15 えん じやう え がく 円を乗じて得た額</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>ふね 船</td> <td>りやうつ にいがたかん さどきせん おうふくじやうせん かか 両津から新潟間における佐渡汽船の往復乗船に係 る額。※車両運賃含まない。</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>てつどう 鉄道</td> <td>じぎやうしよ しよざい もよ えき おうふくがく 事業所の所在する最寄りの駅までの往復額とする。 ただし、1年12回を限度とする。</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	くぶん 区分	きじゆんがく 基準額	ほじよりつ 補助率	バス	じたく もよ てい じぎやうしよ おうふくがく 自宅の最寄りのバス停から事業所までの往復額	50%	じかやうしや 自家用車	じたく じぎやうしよ おうふくきより 自宅から事業所までの往復距離で、1kmあたり15 えん じやう え がく 円を乗じて得た額	50%	ふね 船	りやうつ にいがたかん さどきせん おうふくじやうせん かか 両津から新潟間における佐渡汽船の往復乗船に係 る額。※車両運賃含まない。	50%	てつどう 鉄道	じぎやうしよ しよざい もよ えき おうふくがく 事業所の所在する最寄りの駅までの往復額とする。 ただし、1年12回を限度とする。	50%
くぶん 区分	きじゆんがく 基準額	ほじよりつ 補助率														
バス	じたく もよ てい じぎやうしよ おうふくがく 自宅の最寄りのバス停から事業所までの往復額	50%														
じかやうしや 自家用車	じたく じぎやうしよ おうふくきより 自宅から事業所までの往復距離で、1kmあたり15 えん じやう え がく 円を乗じて得た額	50%														
ふね 船	りやうつ にいがたかん さどきせん おうふくじやうせん かか 両津から新潟間における佐渡汽船の往復乗船に係 る額。※車両運賃含まない。	50%														
てつどう 鉄道	じぎやうしよ しよざい もよ えき おうふくがく 事業所の所在する最寄りの駅までの往復額とする。 ただし、1年12回を限度とする。	50%														
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> しょうがいしやてちやう 障害者手帳 <input type="checkbox"/> しやけんしやう じかやうしや しんせい ばあい 車検証（自家用車で申請する場合） <input type="checkbox"/> ふりこみさききんゆうきかん つうちやう 振込先金融機関の通帳															
しんせい 申請・ と あ まどぐち お問い合わせ窓口	しやかいふくしか しやう ふくしかかり 社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113） かくししよ ぎやうせい しやう ふくしたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口															

たいしやうしや 対象者	しんたいしやうがいしやてちやう きゅう きゅうしよじしや めんきよ しゆとく しゅうろう つういん 身体障害者手帳1級～4級所持者で、免許を取得することにより就労や通院、 つうがく み こ かた 通学などが見込める方
ないよう 内容	<p>ふつうじどうしやめんきよしゆとく たいしやうけいひ ぶん じやうげん まんえん じよせい 普通自動車免許取得にかかる対象経費の3分の1（上限10万円）を助成するこ とで、しやかいふつき そくしん はか 社会復帰の促進を図ります。</p> <p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> にゅうがくきん ・ 入学金 きやうしゆりやうきん ・ 教習料金 けんていりやう ・ 検定料 そつぎやうしやうめいしよこうふてすうりやう ・ 卒業証明書交付手数料 など
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> しょうがいしやてちやう 障害者手帳 <input type="checkbox"/> ふりこみさききんゆうきかん つうちやう 振込先金融機関の通帳
しんせい 申請・ と あ まどぐち お問い合わせ窓口	しやかいふくしか しやう ふくしかかり 社会福祉課 障がい福祉係（☎63-5113） かくししよ ぎやうせい しやう ふくしたんどうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

たいしょうしゃ
対象者

つぎ きじゆん がいどう かた ほこう こんなん ほこう はいりよ ひつよう かた
次の基準に該当する方で、なおかつ歩行が困難または歩行に配慮が必要な方

くぶん 区分		こうふきじゆん 交付基準	
しんたいしょうしゃ 身体障がい者	しかくしょう 視覚障がい	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう かた 身体障害者手帳1級～4級の方	
	へいこうきのうしょう 平衡機能障がい	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう かた 身体障害者手帳1級～5級の方	
	じたいふじゆう 肢体不自由	じょうし 上肢	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう かた 身体障害者手帳1級～2級の方
		かし 下肢	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう かた 身体障害者手帳1級～6級の方
		たいかん 体幹	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう かた 身体障害者手帳1級～5級の方
		のうげんせい 脳原性	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう かた 身体障害者手帳1級～2級の方
		じょうしきのう 上肢機能	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう かた 身体障害者手帳1級～2級の方
	いどうきのう 移動機能	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう かた 身体障害者手帳1級～6級の方	
たないぶきのうしょう その他内部機能障がいなど		しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう かた 身体障害者手帳1級～4級の方	
ちてきしょう 知的障がい者		りょういくてちょうしよじしや 療育手帳所持者	
せいしんしょう 精神障がい者		せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう かた 精神障害者保健福祉手帳1級～2級の方	
はつたつしょう 発達障がいのある方		ほこう かいじしや とくべつ ちゅうい ひつよう いりよう 歩行に介助者の特別な注意が必要と医療 きかん りょういくきかん みと かた 機関または療育機関などが認めた方	
なんびょうかんじや 難病患者		とくていしっかんいりようじゅきゅうしやおよ とくていりりようひ 特定疾患医療受給者及び特定医療費 (指定難病) 医療受給者	
こうれいしや 高齢者		かいごほけん ようかいごじょうたいくぶん ようしえん 介護保険の要介護状態区分が要支援1 いじょう かた 以上の方	
にんさんぶ 妊産婦		げんそく にんしん げつ さんご ねんはん 原則として、妊娠7か月～産後1年半ま での方	
た にん びょうき かた その他けが人または病気などの方		けが およ びょうき など ほこう こんなん けが及び病気などで歩行が困難であるこ しんだんしよ かくにん かた とが診断書などにより確認できる方	

ないよう
内容

けん りょうしょう こうふ りょうじ しやない かか しょうがいしゃどうよう
県が利用証を交付し、利用時にはそれを車内に掲げることにより、障害者等用
ちゅうしや てきせい りょう せいど
駐車スペースを適正に利用いただくための制度です。

ちゅうしやかのう ちゅうしやじょう
【駐車可能な駐車場】

ショッピングセンターなどの施設管理者の協力により、出入り口に近い場所に
せっち あんないひょうじかんばん た
設置され、案内表示看板が立っています。

申請に必要なもの <small>しんせい ひつよう</small>	<small>つぎ がいどう</small> 次のうち該当するもの <input type="checkbox"/> <small>しょうがいしゃてちよう</small> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> <small>じゆきゆうしゃしやう</small> 受給者証 <input type="checkbox"/> <small>かいごほけんしやう</small> 介護保険証 <input type="checkbox"/> <small>ぼしてちよう</small> 母子手帳 <input type="checkbox"/> <small>しんだんしよ</small> 診断書
<small>しんせい</small> 申請・ <small>とあまどぐち</small> お問い合わせ窓口	<small>しゃかいふくしか しょう ふくしがかり</small> 社会福祉課 障がい福祉係 (☎63-5113) <small>かくししよ ぎやうせい しょう しょうがいたんとうまどぐち</small> 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口 <small>にいがたけんふくしほけんぶしやうがいくふくしか</small> 新潟県福祉保健部障害福祉課 (☎025-280-5211)

身体障害者用自動車改造費等助成

身体 ほか

<small>たいしやうしや</small> 対象者	<p>本人運転：身体障害者手帳1級～2級を所持している方、または、運転免許証に改造の要件の記載がある方で、改造することで社会参加が見込まれる方</p> <p>介護者運転：身体障害者手帳1級～2級を所持し自ら運転できない車いす利用者がいる世帯で、改造することで社会参加が見込まれる方（障がいのある方の通院などのために継続して週3回以上使用するために改造するものも含む）</p>																
<small>ないやう</small> 内容	<p>自動車の改造、または改造された自動車の購入にかかる経費の一部を助成します。</p> <table border="1" data-bbox="411 1330 1481 1890"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">助成基準上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人運転</td> <td colspan="2">10万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">介護者運転</td> <td rowspan="2">新車購入</td> <td>福祉車両※1 1台あたり 12万円</td> </tr> <tr> <td>その他の車両※2 1台あたり 6万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中古車購入</td> <td>初年度登録年月から36か月以内の福祉車両 1台あたり 7万円</td> </tr> <tr> <td>初年度登録年月から37か月以上の福祉車両 1台あたり 4万円</td> </tr> <tr> <td>介護用車両への改造</td> <td colspan="2">10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 福祉車両とは、介護用車両のうち車いすを使用し、自ら運転できない重度の障がい者などを乗せることができる車両で、購入に係る消費税が非課税となるもの。</p> <p>※2 その他の車両とは、介護用車両のうち助手席回転シートまたは回転スライドシートのみを装備した車両で、購入に係る消費税が課税されるもの。</p>	区分	助成基準上限額		本人運転	10万円		介護者運転	新車購入	福祉車両※1 1台あたり 12万円	その他の車両※2 1台あたり 6万円	中古車購入	初年度登録年月から36か月以内の福祉車両 1台あたり 7万円	初年度登録年月から37か月以上の福祉車両 1台あたり 4万円	介護用車両への改造	10万円	
区分	助成基準上限額																
本人運転	10万円																
介護者運転	新車購入	福祉車両※1 1台あたり 12万円															
		その他の車両※2 1台あたり 6万円															
	中古車購入	初年度登録年月から36か月以内の福祉車両 1台あたり 7万円															
		初年度登録年月から37か月以上の福祉車両 1台あたり 4万円															
介護用車両への改造	10万円																

申請に必要なもの <small>しんせい ひつよう</small> 申請に必要なもの	※事前にご相談ください。購入後の申請は対象になりません。 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 運転免許証
申請・ お問い合わせ窓口	社会福祉課 障がい福祉係 (☎63-5113) 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

7 公共交通運賃・高速道路・各種料金の割引

公共交通運賃の割引	身体	療育	精神
-----------	----	----	----

公共交通機関	対象区分	割引対象者	割引率
JR	身体障害者手帳 第1種 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳 1級	本人のみ ※101 km以上利用する場合のみ	普通乗車券 50% 回数乗車券 50% 普通急行券 定期乗車券 ※小児定期乗車券を除く
	身体障害者手帳 第2種 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳 2級・3級	本人のみ ※101 km以上利用する場合のみ 12歳未満の本人と 介護者1名	普通乗車券 50% 定期乗車券 50% ※小児定期乗車券を除く
	バス運賃割引取扱一覧表をご覧ください。		
	佐渡市内 路線バス	顔写真付きの障害者手帳を お持ちの方	バス運賃取扱い一覧表の 区分に準じる
航空運賃	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	本人のみ、または本人と 介護者1名 ※詳しくは航空会社へお問い合 わせください。	事業者または路線によ って異なる (30%~50%)
タクシー	身体障害者手帳 療育手帳	※各タクシー会社により取扱いが異なる場合があります。 割引の有無や割引率などについては、利用前にタクシー会 社へご確認ください。	10%

さ ど き せん うん ちん 佐渡汽船運賃 ※CF…カーフェリー JF…ジェットfoil	しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゅ 身体障害者手帳 第1種 りょういくてちょう 療育手帳A せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳 きゅう 1級	ほんにん 本人のみ	CF2等 JF ※ 燃料油価格 変動調整金を のぞく	50%
		ほんにん かいごしゃ めい 本人と介護者1名	CF全等級 JF ※ 燃料油価格 変動調整金を のぞく	
	しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゅ 身体障害者手帳 第2種 りょういくてちょう 療育手帳B せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳 きゅう きゅう 2級・3級	ほんにん 本人のみ	CF2等 JF ※ 燃料油価格 変動調整金を のぞく	

◇利用方法

乗車券など購入時や運賃支払い時に各種手帳を提示してください。

詳しくは、各事業者へお問い合わせください。

■バス運賃割引取扱一覧表

区分	乗車券の種類	本人	介護者	割引率
しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゅ 身体障害者手帳 第1種 しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゅ 身体障害者手帳 第2種 (1級～3級) りょういくてちょう 療育手帳A じどうふくしほう てきやう う 児童福祉法の適用を受けている者 わりびきしょうめいしよほじしゃ (割引証明書保持者)	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	○	○	50%
	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券 (12歳未満)	○	○	
しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゅ 身体障害者手帳 第2種 (4級～6級) りょういくてちょう 療育手帳B	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	○	×	50%
	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券 (12歳未満)	○	○	
	ていきじょうしゃけん 定期乗車券	○	×	30%
	ていきじょうしゃけん 定期乗車券 (12歳未満)	×	○	
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう かおじゃしんつ 精神障害者保健福祉手帳 (顔写真付き)	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	○	×	50%
	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券 (12歳未満)	○	×	
	ていきじょうしゃけん 定期乗車券	○	×	30%
	ていきじょうしゃけん 定期乗車券 (12歳未満)	×	×	

8 その他

ヘルプマーク・ヘルプカード

身体

療育

精神

ほか

◇ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、または発達障がいの方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲に対して配慮を必要としていることを知らせるためのものです。このマークを使用することで、援助を得やすくなります。

◇ヘルプカードは、障がいのある方などが困ったときに周囲に助けを求めるためのもので「手助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードです。カードには、障がいや困りごとの内容、お願いしたいことを記入しておき、周囲の人に提示することで、支援をお願いすることができます。

対象者	障がいのある方や難病患者、高齢者、妊娠している方、その他ケガや病気の方など、必要な方は誰でも持つことができます。
費用	無料で配布しています。 ※配布の際、簡単なアンケートにご協力ください。
配布場所	社会福祉課 障がい福祉係 (☎63-5113) 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口 新潟県福祉保健部障害福祉課 (☎025-280-5211)

意思疎通支援者派遣

身体

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者などに意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者など）を派遣します。

対象者	聴覚に障がいがある方 音声・言語機能障がいがある方 など
派遣支援者	手話通訳（手話通訳士・手話通訳者など） 要約筆記（要約筆記者など）
費用	無料 ※ただし、派遣依頼場所から移動する場合、活動中に要する交通費は利用者負担となります。
申請に必要なもの	□申請書（窓口にあります。） ※派遣希望日の2週間前までに申請してください。
申請・お問い合わせ窓口	総合福祉相談支援センター（☎63-3127） 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

障害福祉サービス

しょうがいしやてちよう しんたいしょうがいしやてちよう りよういくてちよう せいしんしょうがいしやほけんふくしてちよう も かた じりつしえんいりよう せいしん
 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方、自立支援医療（精神
 つういん りよう かた していなんびよう じゅきゅうしやしやう も かた りよう
 通院）を利用している方、指定難病の受給者証をお持ちの方が利用できるサービスです。

※65歳以上の方及び40～64歳（介護保険第2号被保険者）の方で、介護保険サービスの利用が可能な方は、
 げんそく かいごほけん ゆうせん
 原則として介護保険が優先となります。

㊦…18歳以上 ㊧…18歳未満

サービス種別	内容	対象
きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	じたく にゅうよく はい しょくじ かいご おこな 自宅で入浴・排せつ・食事の介護を行います。	㊦ ㊧
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど したいふじゆうしゃ じゅうど ちてきしやう 重度の肢体不自由者または、重度の知的障がいもしくは せいしんしょうがいに より 行動上 著しい困難を有し常に介護を せいしんしょうがいに より 行動上 著しい困難を有し常に介護を ひつよう とする方に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出 ひつよう とする方に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出 時に介護を行います。	㊦
どうこうえんご 同行援護	しかくしょうがいに より、移動に 著しい困難を有する方が外出 しかくしょうがいに より、移動に 著しい困難を有する方が外出 するとき、必要な情報提供や介護を行います。	㊦ ㊧
こうどうえんご 行動援護	ちてきしやうが いや せいしんしょうがいに より 行動に 著しい困難を有 ちてきしやうが いや せいしんしょうがいに より 行動に 著しい困難を有 する障がい者が行動するとき、危険を回避するために する障がい者が行動するとき、危険を回避するために 必要な援護や外出援護を行います。	㊦
りようようかいご 療養介護	いりよう じょうじかいご ひつよう かた いりようきかん きのうくんれん 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、 いりよう じょうじかいご ひつよう かた いりようきかん きのうくんれん 療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	㊦
せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひつよう とする方に、昼間、入浴・排せつ、食事の つね かいご ひつよう とする方に、昼間、入浴・排せつ、食事の 介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の 介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の 機会を提供します。	㊦
たんきにゆうしょ 短期入所 (ショートステイ)	じたく かいご かた びょうき ばあい たんきかん やかん ふく 自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含 じたく かいご かた びょうき ばあい たんきかん やかん ふく めた施設などで、入浴・排せつ・食事の介護などを行 めた施設などで、入浴・排せつ・食事の介護などを行 います。	㊦ ㊧
じゅうどしょうがいしやとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	かいご ひつようせい たか かた きょたくかいご ふくそう 介護の必要性がとも高い方に、居宅介護など複数のサー かいご ひつようせい たか かた きょたくかいご ふくそう ビスを包括的に 行います。	㊦ ㊧
しせつにゆうしょしえん 施設入所支援	しせつ にゆうしょ かた やかん きゅうじつ にゅうよく はい しょくじ 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事 しせつ にゆうしょ かた やかん きゅうじつ にゅうよく はい しょくじ の介護などを行います。	㊦

介護給付

	サービス種別	内容	対象
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。	⑦
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。	⑦
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	⑦
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・日常生活上の援助を行います。	⑦
	就労継続支援（A型）	一般企業などへの就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力の向上のために必要な訓練を行います。	⑦
	就労継続支援（B型）	一般企業などで就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力などの向上のために必要な訓練を行います。	⑦
	就労選択支援	障がい者の希望や能力、就労に必要な配慮について、障がい者本人と支援者が一緒に整理・評価を行い、一般就労や適切な就労系障害福祉サービスに繋がります。	⑦
相談支援	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助などから一人暮らしへ移行する方を対象に、一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	⑦
	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する方に対し、自立した生活を支援、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するため、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに定期的な障害福祉サービスの利用状況の確認（モニタリング）を行うなどの支援を行います。	⑦
	地域相談支援（地域移行支援）	施設や精神科病院などに入所・入院している障がい者に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談、また、障害福祉サービス事業所への同行支援などを行います。	⑦

	サービス種別 しゅべつ	内容 ないよう	対象 たいしょう
相談支援 そうだんしえん	地域相談支援 ちいきそだんしえん (地域定着支援)	施設や病院からの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行した方、また、地域生活が不安な方などに対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。	㊦
	児童発達支援 じどうはったつしえん	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練などの支援を行います。	㊦
障がい児支援 しょうがいじしえん	放課後等デイサービス ほうかごとう	授業の終了後または休校日に、施設に通所して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	㊦
	障害児相談支援 しょうがいじそだんしえん	障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに定期的な障害福祉サービスの利用状況の確認(モニタリング)を行うなどの支援を行います。	㊦
地域生活支援事業 ちいきせいかつしえんじぎょう	相談支援事業 そうだんしえんじぎょう	障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助などを支援するとともに、虐待防止などの権利擁護のために必要な支援を行います。	—
	成年後見制度利用支援事業 せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう	知的障がいや精神障がいがあり、判断能力が不十分な方の成年後見制度の利用支援と制度利用に係る費用について助成します。	—
	意思疎通支援事業 いしそつうしえんじぎょう	聴覚機能障がい、音声・言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記などを行う方の派遣などを行います。	—
	日常生活用具給付等事業 にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう	重度障がい者に対し、自立支援用具など日常生活用具の給付などを行います。	—
	手話奉仕員養成研修事業 しゅわほうしんいんようせいけんしゅうじぎょう	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	—
	移動支援事業 いどうしえんじぎょう	屋外での移動が困難な方について、外出のための支援を行います。	—
	訪問入浴サービス事業 ほうもんにゅうよく	重度障がい者で自宅や施設での入浴が困難な方に入浴の介護を行います。	—

	サービス種別	内容	対象
地域生活支援事業	地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会の交流の促進などを行います。	—
	日中一時支援事業	障がい者などの日中活動の場を提供し、障がい者などの家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。	—
	精神障害者等生活支援事業	精神障がい者などを対象に、社会生活技能及び就業意欲の向上などを図り、病状再発の防止及び社会復帰を促進するため、日常生活上必要な訓練・指導などを行います。	—
	保育園等巡回支援事業	市内の保育園などを巡回支援専門員が定期的に巡回し、子どもの行動観察を通じて担当保育士などへの助言、必要に応じて関係機関と連携し、早期発達支援が受けられるようすすめます。	—
	自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている方の自動車運転免許取得に要する費用を助成します。	—
	自動車改造費等助成事業	身体障がい者の自動車の改造費用を助成します。改造前（購入前）の申請が必要です。	—

■ 障害支援区分が必要なサービス

○…利用できるサービス ×…利用できないサービス

障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護 通院等介助 (身体介護あり)	×	×	○ (要件あり)				
上記以外	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○ (要件あり)		
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○ (要件あり)			
療養介護	×	×	×	×	×	○ (要件あり)	
生活介護	×	×	○ (50歳以上)	○	○	○	○
短期入所	×	○	○	○	○	○	○
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
施設入所支援	×	×	×	○ (50歳以上)	○	○	○

※その他のサービス利用については障害支援区分に関わらず利用可能です。

(ただし、利用する事業所によっては区分を求められることがあります。)

◆ サービス利用の流れ

<p>①相談・申請</p>	<p>市または相談支援事業所に相談し、利用したいサービスについて申請します。</p>
<p>②調査</p>	<p>認定調査員が、現在の生活や障がいの状況について調査します。</p>
<p>③認定</p>	<p>調査の結果および医療機関からの医師意見書をもとに審査会で障害支援区分を決定します。</p>
<p>④計画案作成</p>	<p>指定相談支援事業者が、利用者の希望などを考慮に入れたサービス等利用計画案を作成します。</p>
<p>⑤支給決定</p>	<p>利用するサービスの種類と支給量が決まり、障害福祉サービス受給者証が交付されます。</p>
<p>⑥計画作成・契約</p>	<p>計画案に基づき、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成します。</p>
<p>⑦サービス利用</p>	<p>サービスの利用を開始します。</p>
<p>⑧モニタリング</p>	<p>定期的に見直しを行います。</p>
<p>⑧モニタリング</p>	<p>体の具合や生活環境が変わったときには担当の相談支援専門員に相談してください。</p>

■利用するサービスによって「障害支援区分」や「サービス等利用計画」が不要な場合があります。まずは相談支援事業所、または市へお問い合わせください。

◆ サービス利用のための負担額

障害福祉サービスおよび障害児通所支援サービスの利用料は、原則としてサービス提供に要した費用の1割負担ですが、世帯の所得状況に応じて、負担上限額が設定されています。

区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般1	居宅で生活する障がい児の方 (所得割28万円未満)	4,600円
	居宅で生活する障がい者の方 (所得割16万円未満)	
	20歳未満の施設入所者 (所得割28万円未満)	
一般2	市民税課税世帯で一般1に該当しない方	37,200円

※同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方や補装具費を支給されている方が複数いる場合などで、世帯の自己負担額の合計が基準額を超える場合に、高額障害福祉サービス等給付の支給対象となります。詳しくは、別冊「障害福祉サービスのご案内」をご覧ください。

■ 所得を判断する際の世帯の範囲は次のとおりです。

種別	世帯の範囲
障がい者 (18歳以上、施設入所の場合は20歳以上)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (上記以外)	保護者の属する住民票での世帯



成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々は、預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶなど、自分で判断することが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法などの被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

■ご本人の判断能力の程度に応じて、次の区分に分けられます。

区分	ご本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することができます。
保佐	著しく不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に基いて任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

お問い合わせ・ご相談はこちらへ

佐渡市社会福祉協議会 成年後見センター ☎81-1155 FAX81-1156

日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方の中で、日常生活をしていく上で、必要な福祉サービスの利用などについて自分ひとりの判断に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として日常的な金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを行います。

※ご本人との契約によるサービスとなりますので、ご本人の利用希望と、この事業でお手伝いする内容を理解できる判断能力が必要です。

お問い合わせ・ご相談はこちらへ

佐渡市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 ☎81-1150 FAX81-1156

しょう じ しえん 障がい児にかかる支援

◆ ほうかごとう 放課後等デイサービス

ないよう 内容	おも さい さい しょう じどう たいしょう ほうかご なつやす ちようき 主に6歳～18歳の障がいのある児童を対象に、放課後または夏休みなど長期 きゅうぎょう び せいかつ のうりよくこうじよう くんれん しゃかい こうりゆうそくしん しえん おこな 休業日に、生活能力向上の訓練および社会との交流促進などの支援を行い ます。
しんせい 申請・ と あ まどぐち お問い合わせ窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係 (☎63-5113) かくしよ ぎょうせい しょう ふくしたんとうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

◆ じどうはったつしえんじぎょう 児童発達支援事業

ないよう 内容	ことばや ころか せいちよう しんばい にゆうようじ ほごしゃ さんか こべつ ことばや心と体の成長に心配のある乳幼児が保護者とともに参加し、個別での しどう しょうにんずう しょうしゅうだん あそ こうりゆう とお このうりよく の てつだい 指導や少人数(小集団)での遊びや交流を通して個の能力を伸ばすお手伝い をする場です。 ようじりょういくしえんきょうしつ ようじ きょうしつ 幼児療育支援教室「じゃんぷ」と幼児ことばこころの教室「さくらんぼ」、幼児 どうさりょうほうきょうしつ かいさい おつ しゅうちゅうりよく しんばい 動作療法教室「まっぼっくり」を開催しています。「落ち着きや集中力に心配 のある児のクラス」や「コミュニケーションなどに心配のある児のクラス」「発音 のあやまりなどを改善するクラス」「体や指先の動きに心配がある児のクラス」 などがあります。また、ほごしゃ かんけいしゃ りょういくしどう そうだん おこな 保護者や関係者への療育指導や相談も行っています。
と あ まどぐち お問い合わせ窓口	さどしこ わかものでうだん 佐渡市子ども若者相談センター (☎58-8077)

◆ ほういくえんとうじゆんかいしえんじぎょう 保育園等巡回支援事業

ないよう 内容	しない ほういくえん じゆんかいしえんせんもんいん ていきてき じゆんかい こ こうどうかんさつ つう 市内の保育園などを巡回支援専門員が定期的に巡回し、子どもの行動観察を通 じて担当保育士などへの助言、必要に応じて関係機関と連携し、早期発達支援が受 けられるようお手伝いします。
と あ まどぐち お問い合わせ窓口	さどしこ わかものでうだん 佐渡市子ども若者相談センター (☎58-8077)

◆ ペアレント・トレーニング事業

ないよう 内容	はったつしょう こ ほごしゃ たいしょう こそだ こ 発達障がいをもつお子さんの保護者を対象とした子育てセミナーです。子ども の行動特徴を客観的に観察し、グループ討議やホームワークを通して対応のコ ツをトレーニングします。 さいじ たいしょう ようじばん しょうがっこうていがくねん たいしょう しょうがくせいばん 3～5歳児を対象とした幼児版と、小学校低学年を対象とした小学生版があ ります。
と あ まどぐち お問い合わせ窓口	さどしこ わかものでうだん 佐渡市子ども若者相談センター (☎58-8077)

◆ 佐渡ことば・こころの教室

<p>内容</p>	<p>お子さんの「発音のあやまり」「吃音」「言葉の遅れ」などの指導・相談をお受けしています。また、「読む・書く・聞くなど特定なことが苦手」「落ち着きのなさや集中力・人とのコミュニケーションが気になる」といったお子さんの指導・相談もお受けしています。</p>
<p>お問い合わせ窓口</p>	<p>佐渡ことば・こころの教室 (☎63-4107:金井中学校内) (☎27-2185:両津中学校内)</p>

◆ 療育相談

<p>内容</p>	<p>乳幼児の発育・発達・関わり方などについて、専門小児科医による相談会を年3回開催しています。</p>
<p>お問い合わせ窓口</p>	<p>健康医療対策課 (☎63-3115) 各支所 福祉保健係 佐渡保健所 (☎74-3407)</p>

◆ 巡回相談

<p>内容</p>	<p>子どもの家庭や学校での問題行動、発達について相談をお受けします。</p>
<p>お問い合わせ窓口</p>	<p>新潟県中央福祉相談センター 佐渡駐在所 (☎74-3390)</p>



総合福祉相談支援センター（障がい者基幹相談支援センター）

総合福祉相談支援センターの業務

地域で生活されているみなさまの、福祉に関する「お困りごと」「気になること」などお気軽にご相談ください。

- 内容に応じて適切な関係機関におつなぎします。
- 課題を整理したうえで解決方法を一緒に考えます。

総合福祉相談支援センターの業務内容

- 福祉に関する総合相談窓口
- ひきこもり支援事業
- 障がい者基幹相談支援センター事業

障がい者基幹相談支援センターの業務

障がいのある方やそのご家族、関係機関の方々からの相談に応じ、必要な支援や情報提供を行います。ご本人の希望を大切に、より自分らしく生活できるようお手伝いいたします。

- 専門機関と連携し、生活全般の相談をお受けします。
- 施設や病院などから、「地域で暮らしたい」という思いを支援します。
- 成年後見制度の普及啓発、障がい者の虐待の防止および差別の解消に取り組みます。

【相談窓口】

場所	佐渡市千種232番地	市役所	社会福祉課	総合福祉相談支援センター
でんわ	63-3127	FAX	63-5121	
開所時間	午前8時30分～午後5時30分 月～金（土日祝日と年末年始除く）			

下記の相談支援事業所でも相談を受け付けています。

相談支援事業所	でんわ	FAX
こもれび	67-7660	67-7784
さど	22-3977	22-3843
はまなすの家	51-1200	51-1201
愛らんど	070-4453-4026	67-7476
そらうみ	58-9150	58-9151
すたーと	090-5542-9879	—

しょう しゃだんたい た だんたい かつどう 障がい者団体およびその他の団体の活動

さど しんたいしょう しゃふくしきょうぎかい 佐渡市身体障がい者福祉協議会

れんらくさき 連絡先 ☎57-814 | FAX57-815 | しゃかいふくしきょうぎかい さわ たしよない 社会福祉協議会佐和田支所内

しんたいしょう も かつたがた きがる さんか けんしゅうかい つう かいいんそうご こうりゅう じょうほう
身体障がいを持った方々が気軽に参加できる研修会やスポーツなどを通じて、会員相互の交流・情報
こうかん ば 交換の場となることを目的に活動を行っています。

さど して いくせいかい 佐渡市手をつなぐ育成会

れんらくさき 連絡先 ☎81-1155 FAX81-1156 しゃかいふくしきょうぎかいほんしよない 社会福祉協議会本所内

ちてきしょう 知的障がいがある方とその家族の会です。こうりゅうかい けんしゅうかい どお かいいんどうし なや じょうほう きょうゆう
交流会や研修会などを通して、会員同士で悩みや情報を共有
し、ささ あ 支え合いながら福祉の増進を目指して活動しています。

さど しせいしんしょう しゃかぞくかい さど かい 佐渡市精神障がい者家族会 佐渡よつば会

れんらくさき 連絡先 けんこういりようたいさくか 健康医療対策課 ☎63-3115

せいしん しょう 精神に障がいがある方の家族が、かた かぞく たが ささ あ まな あ かぞく けんこう ほじこうじょう はか
互いに支え合い、学び合いながら、家族の健康の保持向上を図るととも
に、ふくし サービスなどの充実に向けた働きかけなどの活動をしています。

さど すぎ かいづか 佐渡杉っこクラブ（貝塚）

れんらくさき 連絡先 しゅざいしゃ ほんだ 主催者：本田 ☎090-2565-2896

こべつ 個別に、子どものこころ・からだ・感覚に働きかける遊びの提供、子どもへの関わり方などの相談をお受
けします。がくしゅうかい 学習会やおしゃべり会も開催しています。

しょうさい しゅざいしゃ と あ 詳細は主催者へお問い合わせください。

たいけん おしごと体験チャオ

れんらくさき 連絡先 こうえん 香遠 ☎090-9741-4174 E-mail: prejobsado@gmail.com

とくべつ しえん ひつよう しょうがっこう ねんせい こうこう ねんせい こ ほうかご どにち しゅう かい じかんでいど
特別な支援が必要な小学校5・6年生から高校3年生までの子どもが放課後や土日に週1回、1時間程度、
ボランティアの「ジョブサポーター」に支えられながら、ちいき みせ きぎょう おこな たいけん つう
地域をつなぐ活動をしています。

さど しおんやく かい 佐渡市音訳とわの会

れんらくさき 連絡先 にしの 西塾 ☎75-2732

しかくしょう 視覚障がいがある方へ、かた じょうほう ぶんか たの しほう こうほうし おんやく
情報・文化・コミュニケーションを楽しめるように、市報さどなどの広報誌を音訳
らくおん 録音したCDを希望者にきぼうしゃ ゆうそう かつどう
郵送する活動をしています。

佐渡市障がい者スポーツ協会

連絡先 ☎27-2040 (奥田薬局内)

障がい者スポーツの普及、啓発をはじめ、選手育成、強化および指導者の育成に取り組み、障がい者の積極的な社会参加を促進するための活動を行っています。

新潟佐渡障害者フライングディスク協会

連絡先 ☎22-4165 FAX22-4166 (第二岩の平園内)

いつでも、どこでも、誰でも安全に取り組みやすいスポーツであるフライングディスク競技大会の開催と競技の普及、指導者の派遣事業を行っています。

市内障がい福祉関係機関連絡先

(市外局番0259)

◇居宅介護

内容	名称	所在地	電話番号	FAX
在宅	ケアビジョンホーム 佐渡訪問介護	952-1202 吉井本郷576番地6	61-1000	61-1010

◇居宅介護

◇重度訪問介護

内容	名称	所在地	電話番号	FAX
在宅	社協ヘルパーステーション まごころ	952-0206 畑野甲531番地2	81-1621	66-4152
在宅	介護サービスセンター ふれあい館	952-1209 千種58番地1	63-2300	63-3180
在宅	老介護とき ヘルパーステーション	952-1304 下長木466番地1	51-0097	51-0170
在宅	ツクイ佐渡中央	952-1212 泉918番地1	61-1717	63-5157

どうこうえんご
◇同行援護

ないよう 内容	めいしょう 名称	しょうざいち 所在地	でんわ 電話	F A X
ざいたく 在宅	しゃきょう 社協ヘルパーステーション まごころ	952-0206 はたのこう ばんち 畑野甲531番地2	81-1621	66-4152

せいかつかいご
◇生活介護

ないよう 内容	めいしょう 名称	しょうざいち 所在地	でんわ 電話	F A X
つうしょ 通所	そよかぜ	952-1209 ちぐさへい ばんち 千種丙205番地2	63-3858	63-3804
つうしょ 通所	はまなすの家 いえ	952-1313 やはたまち ばんち 八幡町340番地	51-1200	51-1201
つうしょ 通所	いわ だいらえん 岩の平園	952-0108 かみにいぼ ばんち 上新穂1256番地	22-3880	22-3881
つうしょ 通所	だいにいわ だいらえん 第二岩の平園	952-0108 かみにいぼ ばんち 上新穂1256番地	22-4165	22-4166

しゅうろうけいぞくしえん がた
◇就労継続支援B型

ないよう 内容	めいしょう 名称	しょうざいち 所在地	でんわ 電話	F A X
つうしょ 通所	あい 愛らんど畑野 はたの	952-0202 くりのえ ばんち 栗野江1810番地21	66-3901	66-3901
つうしょ 通所	さわやか	952-0101 にいぼながうね ばんち 新穂長畝910番地	22-3833	22-3843
つうしょ 通所	あい 愛らんど相川 あいかわ	952-1511 あいかわさかえまち ばんち 相川栄町24番地3	74-0696	74-0696
つうしょ 通所	あいかわいわゆり 相川岩百合	952-1511 あいかわさかえまち ばんち 相川栄町24番地2	74-0017	74-0018
つうしょ 通所	サウスクラブ	952-0504 はもちほんごう ばんち 羽茂本郷525番地4	88-2815	88-2815
つうしょ 通所	あい 愛らんど両津 りょうつ	952-0026 たての ばんち 立野252番地	67-7774	67-7774
つうしょ 通所	まっはらの家 いえ	952-1313 やはたまち ばんち 八幡町303番地2	52-4744	52-4566
つうしょ 通所	まっはらの家 いえ パンピーノ	952-1313 やはたまち ばんち 八幡町100番地	58-8067	58-8068
つうしょ 通所	あんずの家 いえ	952-0014 りょうつみなと ばんち 両津湊 343番地46	23-3303	23-3306
つうしょ 通所	あい 愛らんど新穂 にいぼ	952-0103 にいぼかたがみ ばんち 新穂潟上718番地	67-7581	67-7581

しゅうろういこうしえん
◇就労移行支援

ないよう 内容	めいしょう 名称	しょうざいち 所在地	でんわ 電話	F A X
つうしょ 通所	あんずの家 いえ	952-0014 りょうつみなと ばんち 両津湊 343番地46	23-3303	23-3306
つうしょ 通所	あい 愛らんど新穂 にいぼ	952-0103 にいぼかたがみ ばんち 新穂潟上718番地	67-7581	67-7581

ちいきかつどうしえん
◇地域活動支援センター

ないよう 内容	めいしょう 名称	しょうざいち 所在地	でんわ 電話
つうしょ 通所	アントレプレナー	952-0318 まのしんまち ばんち 真野新町323番地	080-2221-8703

しょうがいじつうしよしせつ ほうかごとう
◇障害児通所施設（放課後等デイサービス）

内容	名称	所在地	電話番号	FAX
通所	愛らんどえがお	952-0206 畑野甲433番地9	67-7476	67-7476
通所	にじいろ	952-0114 下新穂90番地1 (新潟県新星学園内)	58-7022	22-3935
通所	愛らんどみかん	952-0114 下新穂92番地1	22-3900	22-3900

しょうがいじつうしよしせつ じどうはったつしえん
◇障害児通所施設（児童発達支援）

内容	名称	所在地	電話番号	FAX
通所	佐渡市子ども若者 相談センター	952-1208 金井新保乙1107番地1	58-8077	58-8078

にっちゅういちじしえん
◇日中一時支援

内容	名称	所在地	電話番号	FAX
通所	愛らんど畑野	952-0202 栗野江1810番地21	66-3901	66-3901
通所	愛らんど新穂	952-0103 新穂潟上718番地	67-7581	67-7581
通所	新潟県新星学園	952-0114 下新穂90番地1	22-2047	22-3935
通所	愛らんどえがお	952-0206 畑野甲433番地9	67-7476	67-7476
通所	愛らんどみかん	952-0114 下新穂92番地1	22-3900	22-3900

きょうどうせいかつえんじよ
◇共同生活援助（グループホーム）

内容	名称	所在地	電話番号	FAX
入居	みなと寮	両津湊地区	63-3858 (そよかぜ)	
入居	りょうつ寮	両津湊地区		
入居	ちぐさ寮	千種地区		
入居	くぼた寮	窪田地区		
入居	さわた寮	窪田地区		
入居	愛らんど金井の杜	金井新保地区	66-3901 (愛らんど畑野)	
入居	サクスふじの	新穂瓜生屋地区	22-3833 (さわやか)	
入居	サクスゆりいな	相川塩屋町地区	58-7234	-

ふくしがたしょうがいじにゆうしよしせつ
◇福祉型障害児入所施設

内容	名称	所在地	電話番号	F A X
入所	新潟県新星学園	952-0114 下新穂90番地1	22-2047	22-3935

しせつにゆうしよしえん
◇施設入所支援

内容	名称	所在地	電話番号	F A X
入所	はまなすの家	952-1313 やはたまち ばんち 八幡町340番地	51-1200	51-1201
入所	岩の平園	952-0108 かみにいぼ ばんち 上新穂1256番地	22-3880	22-3881
入所	第二岩の平園	952-0108 かみにいぼ ばんち 上新穂1256番地	22-4165	22-4166

ほうもんにゆうよく
◇訪問入浴

内容	名称	所在地	電話番号	F A X
在宅	ツクイ佐渡かない	952-1202 よしいほんごう ばんち 吉井本郷144番地1	61-1621	61-1622
在宅	社協訪問入浴介護事業所	952-0206 はたのこう ばんち 畑野甲531番地2	58-7180	66-4152

そうだんしえんじぎょうしよ
◇相談支援事業所

内容	名称	所在地	電話番号	F A X
相談	相談支援事業所 こもれび	952-1204 さんせがわ ばんち 三瀬川382番地7	67-7660	67-7784
相談	相談支援事業所 さど	952-0101 にいぼながうね ばんち 新穂長畝910番地	22-3977	22-3843
相談	相談支援事業所 はまなすの家	952-1313 やはたまち ばんち 八幡町340番地	51-1200	51-1201
相談	相談支援事業所 愛らんど	952-0206 はたのこう ばんち 畑野甲433番地9	070-4453-4026	67-7476
相談	相談支援センター そらうみ	952-0108 かみにいぼ ばんち 上新穂646番地9	58-9150	58-9151
相談	相談支援事業所 すたーと	952-0106 にいぼうりゆうや ばんち 新穂瓜生屋539番地2	090-5542-9879	

せいねんこうけん
◇成年後見センター

せいかつじりつそうだんしえん
◇生活自立相談支援センター

内容	名称	所在地	電話番号	F A X
相談	佐渡市社会福祉協議会	952-0206 はたのこう ばんち 畑野甲533番地	81-1155	81-1156

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
◇日常生活自立支援事業

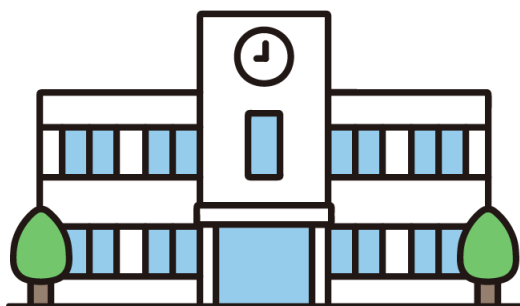
内容	名称	所在地	電話番号	FAX
相談	佐渡市社会福祉協議会	952-0206 畑野甲533番地	81-1150	81-1156

きょういくきかん
◇教育機関

内容	名称	所在地	電話番号	FAX
通学/ 相談	新潟県立佐渡特別支援学校	952-0114 下新穂88番地	22-2145	22-4038
通級 相談	佐渡ことば・こころの教室	952-1209 千種丙178番地1 (金井小学校内)	63-4156	63-4117
		952-0014 両津湊200番地1 (両津小学校内)	27-3642	27-2288
		952-0504 羽茂本郷559番地1 (羽茂小学校内)	88-2125	88-3756
		952-0312 吉岡1695番地 (真野小学校内)	55-2009	55-4303
		952-1208 金井新保乙40番地 (金井中学校内)	63-4107	63-4108
		952-0028 加茂歌代1449番地 (両津中学校内)	27-2185	27-2186

しゅうろうしえん
◇就労支援

内容	名称	所在地	電話番号	FAX
相談	障がい者就業・ 生活支援センターあてび	952-1204 三瀬川382番地7	67-7740	67-7784
相談	ハローワーク佐渡	952-0011 両津夷269番地8	27-2248	23-3339



しょう しゃだんたい
◇ 障がい者団体

内容	名称	所在地	電話番号	FAX
だんたい 団体	さどし 佐渡市 しんたいしょう 身体障がい者福祉協議会	952-1314 かわほらだほんまち ばんち 河原田本町394番地 (社会福祉協議会佐和田支所内)	57-8141	57-8151
だんたい 団体	さどして 佐渡市手をつなぐ育成会	952-0206 はたのこう ばんち 畑野甲533番地 (社会福祉協議会本所内)	81-1155	81-1156
だんたい 団体	さどしせいしんしょう 佐渡市精神障がい者家族会 さどよつばかい 佐渡よつば会	952-1292 ちぐさ ばんち 千種232番地 (健康医療対策課内)	63-3115	63-5126

た
◇ その他

内容	名称	所在地	電話番号	FAX
そうだん・ つど 相談/ 集い	さどすぎ 佐渡杉っこクラブ	952-1207 かいづか ばんち 貝塚895番地	090-2565-2896	
しゅうろう 就労 たいけん 体験	おしごとたいけん おしごと体験チャオ	お電話でご連絡ください。		090-9741-4174
だんたい 団体	さどししょう 佐渡市障がい者スポーツ きょうかい 協会	お電話でご連絡ください。		27-2040 -
だんたい 団体	にいがたさどしょうがいしゃ 新潟佐渡障害者 きょうかい フライングディスク協会	952-0108 かみにいぼ ばんち 上新穂1256番地 (第二岩の平園内)	22-4165	22-4166

ぎょうせいきかん
◇ 行政機関

内容	名称	所在地	電話番号	FAX
そうだん 相談	きょういくいんかいがっこうきょういくか 教育委員会学校教育課	952-8501 りょうつみなと ばんち 両津湊198番地	58-7351	58-7352
そうだん 相談	けんこういりようたいさくか 健康医療対策課	952-1292 ちぐさ ばんち 千種232番地	63-3115	63-5126
そうだん 相談	そうごうふくしそうだんしえん 総合福祉相談支援センター (しょう 障がい者基幹相談支援センター)	952-1292 ちぐさ ばんち 千種232番地 (社会福祉課内)	63-3127	63-5121
そうだん 相談	こどもわかものそうだん 子ども若者相談センター	952-1208 かないしんぼおつ ばんち 金井新保乙1107番地I	58-8077	58-8078
そうだん 相談	しょうひせいかつ 消費生活センター	952-1393 かわほらだほんまち ばんち 河原田本町394番地 (さどちゅうおうかいかん かい 佐渡中央会館2階)	57-8143	52-6024
そうだん 相談	さどほけんしよ 佐渡保健所	952-1555 あいかわにちようめはままち ばんち 相川二町目浜町20番地I	74-3407	74-3333
そうだん 相談	にいがたけんちゅうおうふくしそうだん 新潟県中央福祉相談センター さどちゅうざいしよ 佐渡駐在所※		74-3390	

※当該施設には、児童相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所の機能があります。

